

吉野川市商業地域活性化支援事業のご案内

～空き店舗（※商業地域内）を活用して新たにお店を開こうとする方を支援します～

補助対象要件※すべて満たす必要があります※

- ①同じ場所で2年以上継続して小売業等を営むこと
- ②1日6時間、週5日以上営業すること
- ③午前9時～午後5時までの間に2時間以上営業すること
- ④市町村税を完納していること
- ⑤空き店舗の所有者等と密接な関係がないこと
- ⑥他の助成制度による助成金等の交付を受けていないこと
- ⑦出店に必要な資金の20%以上の自己資金を有していること
- ⑧既に空き店舗の使用又は改装工事を開始していないこと
- ⑨出店に必要な許認可等を受けていること
- ⑩フランチャイズ方式等による事業でないこと

①小売業等とは…

小売業、飲食店業又はサービス業その他商業地域の集客やイメージアップに有効でまちづくりに寄与すると市長が認める業種又は事業。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を除く。



吉野川市公式キャラクター
ヨッピー・ピッピー

	補助対象経費	補助金の額
改装費	空き店舗の改装に要する経費（内装工事、外装工事、給排水設備工事、サイン工事及び電気工事に要する経費に限る。）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、50万円を限度とする。
賃借料	空き店舗の賃貸借期間初日の属する月の翌月から起算して1年を経過した日の属する月までの期間の賃借料（礼金及び敷金を除く）	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、月額3万円を限度とする。



